一般社団法人

全国医学部長病院長会議

定　　款

一般社団法人全国医学部長病院長会議　定款

第１章　総　　則

（名　称）

第１条　この法人は、一般社団法人全国医学部長病院長会議と称する。
（Association of Japan Medical Colleges　略称AJMC）

（事務所）

第２条　この法人は、主たる事務所を東京都文京区に置く。

２　この法人は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

第２章　目的及び事業

（目　的）

第３条　この法人は、医育機関共通の教育、研究、診療の諸問題及びこれに関連する重要事項について協議し、相互の理解を深めるとともに意見の統一をはかり、わが国における医学並びに医療の改善向上に資することを目的とする。

（事　業）

第４条　この法人は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

(1) 医育機関の教育、研究の振興及び診療の充実に必要な調査研究と情報の交換
(2) 医育機関の教育、研究及び診療における相互の協力について必要な事業
(3) わが国における医育機関の代表団体として、内外の医学教育に関連する団体との交渉及び情報の交換
(4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第３章　会　　員

（種　別）

第５条　この法人の会員は、全国における国公私立大学医科大学長、医学部長又は附属病院長である者とする。

２　前項の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

（入　会）

第６条　会員になろうとする者は、社員総会の定めるところにより入会の申込をし、社員総会の承認を得なければならない。

（会　費）

第７条　会員は、法人の目的を達成するため、社員総会において定める会費を支払う義務を負う。

（退　会）

第８条　会員が退会しようとするときは、いつでも退会届を提出して、退会することができる。

２　会員が第５条第１項に定める会員資格を失ったときは、退会したものとみなす。

（資格の喪失）
第９条　会員は、次のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。
(1) 退会したとき
(2) 死亡したとき
(3) 除名されたとき
(4) 総会員の同意があったとき

（除　名）
第10条　会員が次のいずれかに該当する場合には、社員総会において、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の３分の２以上の議決に基づき、除名することができる。
(1) この法人の定款又は規則に違反したとき
(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に違反する行為をしたとき
(3) この法人の会員としての義務に違反したとき
(4) その他除名すべき正当な事由があるとき
２　会員を除名しようとするときは、その会員に対し、社員総会の１週間前までにその旨を通知し、かつ、社員総会において弁明する機会を与えなければならない。
３　会長は、会員を除名したときは、除名した会員に対しその旨を通知しなければならない。

第４章　社員総会

（構　成）
第11条　社員総会は会員をもって構成する。
２　社員総会における議決権は、会員１名につき１個とする。

（権　限）
第12条　社員総会は、次の事項について決議する。
(1) 会員の入会及び退会に関する規則の変更
(2) 会員の除名
(3) 理事及び監事の選任又は解任
(4) 事業計画及び収支予算の承認
(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
(6) 定款の変更
(7) 解散及び残余財産の処分
(8) 合併及び事業の全部の譲渡
(9) 前各号に定めるもののほか、「一般社団・財団法人法」に規定する事項及びこの定款に定める事項

（種類及び開催）
第13条　この法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の２種とする。
２　定時社員総会は、毎事業年度終了後３ヶ月以内に１回開催する
３　臨時社員総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
(1) 理事会において開催の決議がなされたとき
(2) 議決権の５分の１以上を有する会員から、社員総会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求が理事にあったとき

（社員総会の招集）

第14条　社員総会は、理事会の決議に基づき、会長が招集する。
２　会長は、前条第3項第2号の規定による招集があったときは、その日から６週間以内の日を社員総会の日とする臨時社員総会の招集の通知を発しなければならない。
３　社員総会を招集するときは、１週間前までに、その社員総会の目的である事項、日時及び場所を記載した書面又は電磁的方法により通知する。ただし、社員総会に出席しない会員が書面又は電磁的方法により議決権を行使することができることとするときは、２週間前までに通知する。

（社員総会の議長）
第15条　社員総会の議長は、会長がこれに当たる。
２　会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、副会長が議長の職務を行う。
３　会長及び副会長ともに事故があるときは、社員総会において出席した理事の中から選出する。

（決議）
第16条　社員総会は、総会員の過半数の者が出席しなければ、議事を開き議決することができない。ただし、次条の定めにより、当該議事につき書面又は電磁的方法により、あらかじめ意思を表示した者及び他の会員を代理人として議決権の行使を委任した者は、出席者とみなす。
２　総会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、総会員の過半数が出席し、出席した会員の議決権の過半数をもって行う。

（書面決議等）
第17条　会員は、委任状その他の代理権を証明する書面を会長に提出して、他の会員を代理人としてその議決権を行使することができる。
２　理事会において社員総会に出席しない会員が書面又は電磁的方法により議決権を行使することができることを定めたときは、社員総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法により議決権を行使することができる。

（会員への通知）
第18条　社員総会の議事の要領及び議決した事項は、全会員に通知する。

（議事録）
第19条　社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、議長が署名又は記名押印のうえ、これを10年間主たる事務所へ備え置くものとする。

第５章　役　　員

（役員）
第20条　この法人には、次の役員を置く。
(1) 理事　　５名以上30名以内
(2) 監事　　１名以上２名以内
２　理事のうち、１名を会長、１名を副会長とする。
３　前項の会長をもって「一般社団・財団法人法」に規定する代表理事とし、副会長をもって業務執行理事（「一般社団・財団法人法」第91条第1項第2号に規定する理事をいう。）とする。

（役員の選任）
第21条　理事及び監事は、社員総会の決議によって選任し、会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（理事の職務及び権限）
第22条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
2　会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
3　副会長は、会長を補佐し、この法人の業務を執行する。
4　会長及び副会長は、毎事業年度に４ヶ月を超える間隔で２回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）
第23条　監事は、この法人の業務及び財産に関し、次の各号に規定する職務を行う。
(1) この法人の業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査すること。
(2) 理事の職務執行の状況を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
(3) 理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べること。
(4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告すること。
(5) 前号の報告をするため必要があるときは、会長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から５日以内に、その請求があった日から２週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
(6) 理事が社員総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員総会に報告すること。
(7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
(8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

（役員の任期）
第24条　理事及び監事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
2　任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。
3　増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。
4　理事又は監事は、本定款第20条第1項で定めた役員の員数が欠けた場合には、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）

第25条　役員は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事の解任については総会員の半数以上であって、総会員の議決権の３分の２以上の議決に基づいて行わなければならない。

（役員の報酬等）
第26条　役員は、無報酬とする。ただし常勤の役員に対しては、社員総会において定める総額の範囲内で報酬等を支給することができる。

（役員の損害賠償責任の免除）
第27条　この法人は、「一般社団・財団法人法」第114条第１項の規定により、任務を怠ったことによる理事又は監事（理事又は監事であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

（顧問）
第28条　この法人は、顧問を置くことができる。
２　顧問は、会長の任期を全うした者のうちから会長の推薦により、理事会の承認を得て会長が委嘱する。
３　顧問は、この法人の目的及び事業の遂行に関して助言を与える。
４　顧問の任期は２年とし、再任は１回限りとする。ただし、特別の事情がある場合には、２回まで再任を認めることができるものとする。
５　顧問は、理事会において議決に加わることができる理事の３分の２以上の決議によって解任することができる。

（相談役）
第29条　この法人は、相談役を置くことができる。
２　相談役は、副会長、専門委員会委員長又はワーキンググループ座長であった者のなかから、会長の推薦により、理事会の承認を得て会長が委嘱する。
３　相談役は、この法人の目的及び事業の遂行に関して助言を与える。
４　相談役の任期は２年とし、再任は１回限りとする。ただし、特別の事情がある場合には、２回まで再任を認めることができるものとする。
５　相談役は、理事会において議決に加わることができる理事の３分の２以上の決議によって解任することができる。

第６章　理 事 会

（理事会）
第30条　この法人に理事会を置く。
２　理事会は、全ての理事をもって構成する。

（権限）
第31条　理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。
(1) この法人の業務執行の決定
(2) 理事の職務の執行の監督
(3) 会長及び副会長の選定及び解職
２　理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。
(1) 重要な財産の処分及び譲受け

(2) 多額の借財
(3) 重要な使用人の選任及び解任
(4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
(5) 内部管理体制（理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法令で定める体制）の整備

（種類及び開催）
第32条　理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。
2　通常理事会は、毎年２回、５月と11月に開催する。
3　臨時理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。
(1) 会長が必要と認めたとき
(2) 会長以外の理事から、会議の目的である事項を記載した書面により、招集の請求が会長にあったとき
(3) 前号の請求があった日から５日以内に、その請求があった日から２週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき
(4) 本定款第23条第１項第５号の規定により、監事から招集の請求があったとき又は監事が招集したとき

（理事会の招集）
第33条　理事会は、会長が招集する。
2　前条第３項第３号による場合は、その請求をした理事が、前条第３項第４号後段による場合は、その請求をした監事が理事会を招集する。
3　会長は、前条第３項第２号又は第４号前段に該当する場合は、その請求があった日から５日以内に、その請求があった日から２週間以内の日を理事会の日とする理事会を招集しなければならない。
4　理事会を招集するときは、会議の目的たる事項、内容、日時、及び場所を示した書面又は電磁的方法により、開催日の１週間前（前条第３項第１号の場合にあっては、３日前）までに通知しなければならない。
5　前項の規定にかかわらず、理事及び監事全員の同意があるときは招集の手続きを経ることなく、理事会を招集することができる。

（理事会の議長）
第34条　理事会の議長は、会長がこれに当たる。
2　会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、副会長がこれに当たるものとする。

（決議）
第35条　理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

（決議の省略）
第36条　理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合に置いて、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

（議事録）
第37条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、会長及び監事が署名又は記名押印のうえ、これを10年間主たる事務所に備え置くものとする。

第７章　資産及び会計

（事業計画及び収支予算）
第38条　この法人の事業計画、収支予算については、会長が事業計画書及び収支予算書を作成し、理事会の承認を経て社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

（事業報告及び決算）
第39条　この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第１号の書類についてはその内容を報告し、第3号及び第4号の書類については承認を受けなければならない。
(1) 事業報告
(2) 事業報告の附属明細書
(3) 貸借対照表
(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）　の附属明細書
２　前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置く。

（長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け）
第40条　この法人が資金の借り入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において、理事総数の3分の2以上の議決を経なければならない。
２　この法人が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同じ議決を経なければならない。

（事業年度）
第41条　この法人の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月31日までの年１期とする。

（剰余金）
第42条　この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第８章　定款の変更及び解散

（定款の変更）
第43条　この定款は、社員総会において、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の３分の２以上の議決を経なければ変更することができない。

（解散）
第44条　この法人は、社員総会において、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の３分の２以上の議決その他法令で定められた事由により解散する。

（残余財産の処分）
第45条　この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第５条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第９章　公告の方法

（公告の方法）
第46条　この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第10章　地区部会

（地区部会）
第47条　全国を6地区（北海道・東北、北陸・東海、関東、近畿、中国・四国、九州）に分け、それぞれ地区部会を置くものとする。
２　地区部会の組織及び運営については、理事会が別に定めるものとする。

第11章　専門委員会

（専門委員会）
第48条　この法人の事業に関する事項を分担して調査研究するために、専門委員会を置く。
２　専門委員会は，各分担事項について会長の諮問に対し答申を行うものとする。
３　専門委員会は、委員長及び委員をもって構成する。
４　委員長は、総会及び理事会に出席して担当事項について報告し、意見を述べることができる。
５　専門委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

（ワーキンググループ等）
第49条　この法人の事業に関する事項を分担して調査研究するために、ワーキンググループ、及び小委員会（以下「ワーキンググループ等」という。）を置く。
２　ワーキンググループ等の運用については、前条を準用する。
３　ワーキンググループ等のほか、この法人の事業に関する事項を分担して調査研究するために、理事会の決議により新たな機関を置くことができるものとし、その運用については前条を準用する。

（専門委員長会）
第50条　各専門委員会相互の横断的連携、自主性、整合性を図るため専門委員長会を置く。
２　専門委員長会は，各専門委員会（ワーキンググループ等を含む。）の委員長の互選により専門委員長会委員長を選定する。
３　委員長は，総会及び理事会に出席して担当事項について報告し、意見を述べることができる。

第12章　事 務 局

（事務局及び職員）
第51条　この法人の事務を処理するため、事務局及び必要な職員を置く。
２　事務局には，事務局長及び所要の職員を置く。
３　事務局長は、理事会の承認を得て会長が任命する。
４　事務局長の任期は，3年とし、再任を妨げない。
５　事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会が別に定めるものとする。

６　職員は、有給とすることができる。
７　事務局の運営に関して助言を与える者として参与を置くことができる。

第13章　附　　則

（定款に定めのない事項）
第52条　本定款に定めのない事項については、すべて「一般社団・財団法人法」その他の関係法令に定めるところによる。

平成25年９月20日制定
平成26年５月16日改正
平成27年５月29日改正
平成28年１月８日改正
平成28年５月27日改正